

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

情報の電子化と情報通信の発達により、現在では個人情報の大規模な集積と流通が可能になっています。最近でも大規模な個人情報の漏えい事件があり、大きな問題になりました。地方自治体においても多くの企業においても、個人情報の利用や外部提供などの取り扱いについて厳格なルールが整備されてきています。

しかし、個人情報の適正な利用は個人の生活の質を向上させ、生命や健康を守ることにつながります。例えば、福祉・介護サービスのための情報共有や、災害時の安否確認などが挙げられます。町が住民のみなさんからお預かりしている避難情報などの個人情報も、行政サービスの向上には欠かせません。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利・利益を保護することを目的としています。漏えいは論外ですが、個人情報の過度な保護により個人情報の有用性が損なわれないようなルールを考えていく必要があります。

もともと、取り扱う個人情報が5千人分以下であれば規制対象にはならないので、行政区の規模であれば喪主のお名前をお知らせすることが個人情報保護法で直接禁止されているわけではありません。とはいえ、必要もないのに個人情報を漏えいした場合には民法上の責任を問われる可能性もありますし、礼儀としてできる限りご遺族の同意は頂いた方がいいでしょう。

いつかためになる

法律知識

Vol.14 個人情報の保護と活用

弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)



Q 行政区で自主的に清掃活動などを行ってきた方が亡くなりました。住民のみなさんにお知らせしたいのですが、個人情報の問題はありますか。

A 個人情報保護法で、個人情報とは生存する個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものをいいます。お亡くなりになった方ご自身の情報は個人情報ではなく、お知らせしても個人情報保護法の問題はありません。しかし、喪主のお名前などご遺族の情報は個人情報になります。

Q 雑誌の通販広告を見て電話で空気清浄機を注文しました。アンケートに回答したら送料無料と言われたので、家族の年齢や通販の利用頻度を答えました。品物が到着したのですが、思ったより大きいので返品しようと思います。悪用が怖いので個人情報も削除して欲しいのですが。

A 人を騙して個人情報を入手した場合や、勝手に第三者へ提供した場合には、業者は個人情報の利用停止や消去をし

なければなりません。しかし、ご質問のケースでは正当に入手しているため、業者は削除に際する義務はありません。任意に削除に応じてくれる業者もいますが、削除されたことを確認する手段はありません。自分や家族の個人情報を守りたいなら、アンケートなどに安易に答えることは注意した方がいいでしょう。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付時間 (平日 10時～15時)
*東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。

■震災法テラスダイヤル
☎ 0120 (078309)
*受付時間 (平日 9時～21時、
土曜日 9時～15時)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243 (62) 0167